厚生労働省

# 熊本労働局

**Press Release**

**報道機関各位**

令和８年11月20日

【照会先】
熊本労働局労働基準部賃金室
賃金室長　　清水　公雄
賃金指導官　　田尻　大悟
（電話）０９６－３５５－３２０２

最低賃金制度のマスコット
チェックマん



## 熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金を４年ぶりに改正
## ～令和８年12月20日から時間額１，０９３円を適用～

熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金について、本日令和８年11月20日付けの官報公示により改正され、令和８年12月20日から時間額１，０９３円が適用されます。

本最低金賃の改正は、令和４年12月15日の改正以来、４年ぶりとなります。

記

１改正内容

・熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

最低賃金額　　時間額　１，０９３円

発　効　日　　令和８年１２月２０日

２適用範囲

熊本県内において百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者及び労働者に適用されます。

※　詳細な範囲は別紙をご参照ください。

３改正のポイント

熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金は、令和４年12月15日に時間額855円へ改正された後、今回４年ぶりに改正されるものです。

これまで熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金は熊本県最低賃金額を下回っていたため、最低賃金法第６条第１項の規定により、同産業の労働者には熊本県最低賃金が適用されていました。

今回の改正により、熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金は時間額１，０９３円となり、令和８年12月１日発効の熊本県最低賃金（時間額１，０９２円を１円上回ることになります。

【別紙】

熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

１　適用する地域
　　熊本県の区域
２　適用する使用者
　　前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
　　(1) １８歳未満又は６５歳以上の者
　　(2) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
　　(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間　　１，０９３円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　　法定どおり（令和８年12月20日）